

## 社会福祉法人陽だまり会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人陽だまり会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事、評議員をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会等に出席したときは、次により報酬等を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	10,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及を支払うことができる。また同日にあわせて、法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員出席報酬等	10,000 円

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった

場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設のための業務にあつた場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事及び監事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合、または評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあつた場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、次により報酬を支払うことができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実 費	10,000 円	10,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は実費を原則して支給できる。
- 3 旅費は実費を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

附 則

この規定は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名称	報酬	備考
理事長業務報酬等（日額）	10,000 円	
常務理事業務報酬等（日額）	10,000 円	
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000 円	
監事監査指導報酬等（日額）	10,000 円	